

公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」(以下「さつき」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 さつきは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の基本理念に基づき、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人に日常生活上必要な便宜を供与し、もって老人が健康で明るい生活を送ることができることを目的とした施設とする。

(管理運営方針)

第2条 さつきの管理運営については、入居者の特性に配慮し住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病災害等緊急時の対応等処置の万全を期することを基本方針とする。

(入居者の定員)

第3条 さつきの入居者の定員は、30名とする。

(入居者の資格)

第4条 さつきに入居できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であること。
- (2) 身寄りのない者、又は家庭の事情等によって家族と同居の困難な者及び日常の自炊等に不安のある者
- (3) 伝染疾病患等を有せず、かつ共同生活に適応できる者
- (4) 介助を必要としないで、自力で日常生活を送ることができる者
- (5) 生活費に充当できる資産・所得・仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人が2名立てられること。

(利用料等)

第5条 さつきの利用料等の額は、国の定める基準に従って病院事業管理者が定めるものとする。

(職員の職種、数)

第6条 さつきに次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 事務員 1名
- (3) 生活相談員 1名
- (4) 介護福祉士 1名
- (5) 調理員 4名

(勤務時間)

第7条 職員の勤務時間及び休暇に関しては、尾道市公立みつぎ総合病院企業職員の勤務時間、休暇に関する規程の定めるところによる。

(職務内容)

第8条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、さつきの業務について統括する。
- (2) 事務員は、総務に関する一般的な事務処理に加え、建物施設、設備の管理を行う。
- (3) 生活相談員は、入居者の生活指導、面接、その他必要な調査並びに処遇に関することに従事する。
- (4) 介護福祉士は、入居者の生活向上に必要な生活指導、面接、その他必要な調査並びに処遇に関することに従事する。
- (5) 調理員は、入居者の給食の献立、調理、配膳等に関することに従事する。

(入居前の手続き)

第9条 さつきへの入居希望者は、入居申込書(様式第1号)、健康診断書(様式第2号)、身元保証書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

2 申込書の提出があった場合は、その内容を確認のうえ入居申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第10条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するとともに、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居決定通知書をまた、入居を不適当と認めた者には、入居を容認しない旨を本人宛に通知するものとする。

(入居決定後の手続き)

第11条 入居を承認された者は、次の書類を所長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書(様式第4号)
- (2) 前年分の収入額を証明できる書類
- (3) 必要経費の領収書(租税・社会保険料・医療費等)
- (4) 印鑑証明書(本人・保証人)
- (5) 住民登録票の写し
- (6) 健康・介護保険証若しくはその写し
- (7) 誓約書(様式第5号)

(入居者台帳等の整備)

第12条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理・相談・助言に備えるものとする。

(退居)

第13条 入居者は、自己の都合で退居しようとするときは、30日前までに退居届(様式第6号)を提出しなければならない。

(死亡)

第14条 所長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第15条 所長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは入居を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の手段によって入居の承諾を受けたとき。
- (2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患等のため、さつきでの生活に著しい支障を与えるおそれがあると認められたとき。
- (5) 他の入居者又はさつき職員等に対してハラスメント行為があったとき。
- (6) 前各号のほか、さつきでの生活が不相当であると認められたとき。

(基本原則)

第16条 入居者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を送ることができるように配慮しなければならない。

(相談・助言)

第17条 入居者に対しては、親身になって各相談に応じるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や医療機関及び在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助するものとする。

(食事)

第18条 入居者に対しては、毎日三食入居者に適した食事を提供するものとする。ただし、あらかじめ期間を定めて食事を要しない旨連絡があった場合には食事の提供はしないものとする。

- 2 食品の調理加工及び保管は、定められた箇所に衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入浴)

第19条 入浴は隔日以上とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

- 2 シャワーは入居者が必要時に使用できるよう配慮する。

(生活援助)

第20条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

- 2 入居者が入居後において心身の故障等で家事等ができず、又は病気で介護が必要とな

った場合には外部の福祉サービスが受けられるよう迅速な処置を講ずる。この場合の所要費用は入居者の負担とする。

(保健衛生管理)

第21条 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮するものとする。

2 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

3 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともにまん延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

4 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の徹底を図るために、指針を策定し、感染防止対策委員会を設けて、研修、訓練等を定期的に実施する。

(入居者の心得)

第22条 所長は入居者の守るべき入居者心得を入居者に配付し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(心得の遵守)

第23条 所長は、さつきの円滑な運営を図るため、入居者が入居者心得を遵守し施設の諸行事・事業等に積極的に参加協力するよう指導に努める。

(外出及び外泊)

第24条 入居者は外出又は外泊しようとするときは外泊・外出許可願に必要事項を記入し届け出るものとする。

(面会者)

第25条 入居者は、面会者があったときはその都度面会簿に記入し届け出るものとする。

2 やむを得ず面会者が宿泊するときは、その理由を付して所長の許可を事前に受けなければならない。

(健康保持)

第26条 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第27条 入居者は、常に自らの居室を清潔に整理・整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

2 共用部門の喫煙については所定の場所以外は禁煙とする。

(入居時事項の変更届出)

第28条 入居者は、入居時の事項に変更が生じたときにはその旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第29条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し他人に迷惑をかけることのないよう努めるものとする。

(室内の工作)

第30条 入居者は、みだりに居室の原状を変更するような工作を加えてはならない。

(損害賠償)

第31条 入居者は、無断、故意又は重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

(非常災害対策)

第32条 所長は災害、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

(関連施設の協力)

第33条 所長は利用等の安全と緊急時に対処し、隣接する関連施設の協力を得るため、非常連絡体制を整え常時緊急対応できるよう万全の体制をとらなければならない。

(協力医療機関等)

第34条 さつきは、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておかななければならない。

2 協力医療機関は、入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護師が相談対応を行う体制及びさつきから診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していることとする。

3 さつきは、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再びさつきに速やかに入居させることができるように努めなければならない。

4 さつきは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域社会との連携)

第35条 所長は入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が送れるよう配慮しなければならない。

(事故報告)

第36条 所長は次の各号に該当する事故が生じた場合には、直ちに事故の状況を病院事業管理者に報告しなければならない。

- (1) 入居者が障害を受け又は死亡した場合
- (2) 入居者が集団中毒、その他集団事故があった場合
- (3) その他重大な問題が生じた場合

(諸帳簿類の保管)

第37条 さつきに備え付ける帳簿及び書類に関しては次のとおりとし、これを保管しなければならない。

(1) 管理に関する記録

ア 事業日誌

イ 月間及び年間の事業計画及び事務実施状況表

(2) 入居者等の判定に関する記録

(3) 施設療養、その他のサービスに関する記録

ア 入居者等の記録

イ 介護の記録

ウ 献立及び食事に関するもの

(4) 会計経理に関する記録

ア 病院会計と区分のわかるさつきの収支予算、決算に関する書類

イ 収入、支出に関する書類

ウ 利用料に関する書類

エ その他証拠書類

(5) 施設及び構造に関する帳簿

ア 資産に関する帳簿

イ 施設の構造設備に関する書類

ウ 第32条に関する書類

(6) その他運営管理に必要なもの

(守秘義務)

第38条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 さつきは、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(身体的拘束等その他の行動制限)

第39条 サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第40条 さつきは、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。

- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定)

第41条 感染症や災害が発生した場合、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続計画を策定し、業務継続に向けた研修、訓練等を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第42条 さつきは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村や入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第43条 さつきは、自ら提供したサービス等において、入居者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 さつきは、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 さつきは、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第44条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他の費用の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示及びウェブサイトに掲載する。

- 3 その他介護老人保健施設に関連する政省令等及び本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、別に定めるものとする。

附 則 (平成17年3月28日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

入居申込書

令和 年 月 日

公立みつぎ総合病院ケアハウス

「さつき」所長 様

申込者 住 所

氏 名

TEL

— —

本人との続柄

ふりがな		性別		写 真 6ヶ月以内に 撮影したもの
氏 名		男・女		
生年月日	大正・昭和 年 月 日生（満 歳）			
ふりがな		TEL () -		
〒 () 現住所				
収 入	動産・不動産からの 収 入 (年 額)	動産 (配当等) 円	不動産 (家賃収入等) 円	その他 () 円
	年金・恩給・又は その他 (年 額)	() 年金 円	() 恩給 円	その他 () 円
入 送 金 (年 額)	送金者氏名		続柄	
	" 住所			
	送 金 額		円	
利 用 者 の 負 担	全額本人負担 ・ 全額親族負担 ・ 一部親族負担			
履 歴	職歴・趣味			
	生活歴			
親 族 関 係	氏 名	年齢	続柄	住 所 ・ 連 絡 先
				TEL
				TEL
				TEL
身体状況				
介護保険 未・自立・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5				
入居申込理由				

健康診断書

（公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」用）

氏名				男・女		
生年月日	大正・昭和	年	月	日	（満歳）	
住所						
病名						
既往症と概要						
身長		cm	体重		kg	
血圧		/	mmHg	脈拍		回/分
視力障害	有（ ）・無		補聴器	要・不要		
聴力障害	有（ ）・無					
検尿	糖：（ ）		蛋白：（ ）			
ワッセルマン	（+）	（-）	H B s 抗原	（+）	（-）	
血液型	型		H C V 抗体	（+）	（-）	
A D L	<input type="checkbox"/> 移動（自・一・全） <input type="checkbox"/> 排泄（自・一・全） <input type="checkbox"/> 入浴（自・一・全） <input type="checkbox"/> 食事（自・一・全）		<input type="checkbox"/> 着替（自・一・全） <input type="checkbox"/> 整容（自・一・全） <input type="checkbox"/> 疎通（自・一・全） ※自：自立，一：一部介助，全：全介助			
精神障害	有（ ）・無		皮膚病	有（ ）・無		
運動障害	有（ ）・無		心電図異常	有（ ）・無		
現在の 処方内容			胸部 レントゲン	 所見：		
			撮影 年月日			
医師所見						
上記のとおり診断します。						
令和 年 月 日						
医師 住所						
医療機関名						
氏名						

身元保証書

公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設長 様

この度、公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」に入居する _____
_____ の入居中は、身元保証人（願出人）及び連帯保証人（以下「身元保証人」とい
う。）との連帯責任において下記事項を厳守し、入居者本人の身元一切の事項について、その責に
任じます。

記

1. 入居者の身元に関する一切の事項については、身元保証人が連帯して全責任を負います。
2. 身元保証人は、入居者に連帯して公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」の諸規程及び利用条件を堅く守らせます。
3. 身元保証人は、入居者に連帯して所定の費用その他の支払いについては毎月所定の期日までに必ず納入させます。
なお、入居者からの支払いが不能になった場合は、身元保証人は連帯して支払います。
この場合、連帯して負担する極度額（保証額）は、60万円とします。
4. 公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設長が、入居者の病気又はその他の事由により、公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」での生活が不相当と判断した場合、身元保証人は異議を申し出ることなく連帯して、指定の期日までに入居者を引き取り退居させます。
5. 入居者が故意又は過失によって、公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」の建物・設備・備品等を破損、又は無断で居室に工作を加え若しくは設備・備品等の形状を変更したときは、入居者及び身元保証人が連帯してその損害を弁償し、又は原状に回復いたします。なお、退居時も同様に対応いたします。
6. 入居者が公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」の貸与品の破損及び忘失した場合は、入居者及び身元保証人が連帯して賠償します。
7. 入居者が公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」を退居する際は、身元保証人が連帯して入居者の私物を残すことのないように整理し、原状に回復いたします。

以上

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日（入居の日）

入居者

現住所 _____ 都・府・県 _____ 市・郡 _____ 町 _____
ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
電話 (_____) _____ - _____
連絡先 住所 _____
電話 (_____) _____ - _____

身元保証人（願出人）

現住所 _____ 都・府・県 _____ 市・郡 _____ 町 _____
ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
電話 (_____) _____ - _____
入居者との続柄 _____
勤務先 事業所名 _____
所在地 _____
電話 (_____) _____ - _____

連帯保証人

現住所 _____ 都・府・県 _____ 市・郡 _____ 町 _____
ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
電話 (_____) _____ - _____
入居者との続柄 _____
勤務先 事業所名 _____
所在地 _____
電話 (_____) _____ - _____

※記入上の注意

- 氏名は必ず戸籍の通り記入のこと。
- 入居者の連絡先は、身元保証人、連帯保証人以外に連絡先があれば記入のこと。
- 身元保証人（願出人）は、入居者の配偶者又は入居者を扶養している者。或は、3親等以内の親族で独立して生計を営んでいる者であること。その他施設長が認める者。
- 連帯保証人は、入居者と別世帯の成人で、独立して生計を営む支払能力のある者であること。
- 身元保証人（願出人）及び連帯保証人の署名は自筆であること。
- 身元保証書の提出は原則入居時とする。

入居契約書

甲 公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」
所長 藤井 真澄 印

乙 印

甲乙両当事者において、ケアハウス「さつき」の入居に関し、以下のとおり契約します。

（目的）

第1条 甲は、乙が安全に居住し、心身共に健全で充実した生活を送ることのできる施設ケアハウス「さつき」を提供し、乙は他の入居者と協力し、誠実にこの施設を利用し、以って甲、乙が共同してケアハウスの開設の目的を達成することを誓って、この契約を締結します。

（施設の運営）

第2条 甲は、施設基準に従った職員を配置して、入居者の食事、入浴、健康管理、その他日常生活に必要な諸業務を遂行するとともに、建物及び付帯設備の充実と維持管理を行います。

（規則の厳守）

第3条 乙は、別に定める管理規程、入居心得、その他に関する規定を厳守します。

（居室）

第4条 乙は、この建物の_____階_____号室に入居します。

2 前項の居室が2人部屋である場合において、1人が死亡その他事由によって、1人利用になった時は、相部屋若しくは、甲の指定する1人部屋に移動します。

（利用期間）

第5条 利用期間は特に定めません。乙は、後に定める解除事由がない限り希望するだけ入居できます。

様式第4号（第11条関係）

（利用料）

第6条 乙は、この施設の入居利用料として、国の定める基準に従って算定した生活費、管理費を支払います。

2 前項の利用料は、毎月末までに前月分を甲に持参するか、甲の指定する銀行口座に振込送金して支払います。

（負担金）

第7条 次の費用は前項の利用料とともに乙の負担とします。

（1）居室で使用する電気、電話料金

（2）居室の電球等の消耗品代、破損、汚損による居室の修理代、居室の畳、障子の張り替え等の費用

（資料の提供）

第8条 乙は、入居の時及び毎年1回定められた時期に、利用料算定に必要な次の書類を甲に提出します。

（1）収入額の認定に必要な書類

ア 前年度分の所得の確定申告書

イ 確定申告のない場合は、年金通知書の写し又は、給与所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

（2）必要経費の認定に要する書類

ア 租税、社会保険料、医療費の領収書

イ その他必要経費を説明できる書類

（3）その他甲が指定する書類

（甲の提供するサービス）

第9条 甲は、乙に対し、次のサービスを提供します。

1 食事

① 1日3食を入居者の健康を配慮して調理し、食堂において提供します。

② 特に医師から指示があるときは、更に特別食を提供します。

2 入浴

① 入浴は隔日以上とします。

② 常に浴室を清潔にし、定められた時間内は常時入浴できるようにします。

3 生活相談

甲は、乙の生活に関するあらゆる相談をいつでも受けます。そして、その内容に応じて、適切な援助、指導を行い、必要に応じて行政機関、医療機関、その他の専門機関の紹介や手続きの援助をします。

4 緊急の援助

乙が、急病になるなど、緊急の援助を必要とするときは、甲は応急手当、救急車の要請、病院への搬送など常に万全の管理体制で臨みます。

5 生活援助

乙が、特別の介護を要する状態となったときは、甲は、外部からの在宅福祉サービスが利用できるための必要な措置をとります。ただし、それによって必要な経費は乙の負担となります。

（居室への立ち入り）

第10条 甲は、居室の保全、衛生、防火、防犯、その他管理運営上緊急の必要があるときは、乙の承諾がなくても、乙の部屋に立ち入ることができるものとします。

（乙の不在）

第11条 乙が、外出、外泊するときには甲に連絡します。

2 乙が、1ヶ月以上不在になるときは、あらかじめその旨と連絡先を甲に届けるとともに、毎月の支払いが遅れないようあらかじめ支払うなどの措置をとります。

（禁止事項）

第12条 乙は、この施設の中で犬、猫、その他の動物を飼育することはできません。

（原状回復）

第13条 乙が、居室や施設及び備品を、乙の責にもとづく事由によって汚損、破損、滅失したときは、その費用を負担することとします。

2 乙が、甲に無断で居室の原状を変更したときは、原状を回復するか、原状回復に必要な費用を負担します。

（甲の賠償責任）

第14条 甲が、故意又は過失によって、乙に損害を与えたときは、甲は誠意をもって対応しますが、天変、事件や外出、外泊中など甲の責に帰すべき事由によらないときは、甲は責任を負いません。

（契約の解除）

第15条 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は通知、催告なくして当然この契約を解除することができる。

- （1） 他の入居者の生活の秩序を乱す行為を反復して行い、甲の注意にかかわらず止めないとき
- （2） 他の入居者の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある疾病を有し、短期に治療見込みがないとき
- （3） 利用料金など乙が負担すべき費用の全部又は一部を、3ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- （4） 乙が、施設、施設の職員又は他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の入居継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行ったとき
- （5） 不正の手段で入居したこと、又は提出書類に虚偽のあることが判明したとき
- （6） この契約によって乙が厳守すべき事項を守らず、甲の指示、指導に従わず、その程度が信頼関係を損なう程度に至ったとき
- （7） 乙が、病気、けがによる入院のため3ヶ月以上入居せず、更に近い将来入居の見込みがないとき
- （8） 乙が、病気、けが、老衰により常に重大な介護を要する状態になったとき

2 乙が、この契約を解除しようとするときは、あらかじめ2ヶ月以上前に通知します。

（居室の明渡し）

第16条 この契約が解除によって終了したときは、乙はただちに居室を明渡します。もし、明渡しが遅れたときは、明渡しが完了するまで第6条の利用料相当額を日割り計算で支払います。

2 乙は、明渡しに際して居室を原状に戻し、甲の立会いのもと明渡します。

（身元保証人）

第17条 身元保証人は、乙と連携してこの契約から乙の生じる全ての義務を履行します

2 身元保証人は、乙が退居するときは、その身柄を引き受けます。

3 身元保証人は、住所を変更したり長期不在したり、氏名を変更するなど重要な変更があるときはあらかじめ甲に連絡します。

（契約の終了）

第18条 この契約は乙が死亡したときは終了します。従って、乙の相続人がこの契約を承継することはできません。

2 前項の場合は、甲は乙の身柄及び所有物を誠意をもって保管し、身元保証人へ連絡して善後策を講じます。

3 身元保証人は、第1項の場合、直ちに必要な措置をとるとともに、30日以内に乙の所有物を引取り、居室を明渡します。30日を経過しても残留するものは、その所有権を放棄したものとみなし、甲において自由に処分できるものとします。

（協議）

第19条 この契約書に定めない事項については、この施設の設置目的に沿って甲、乙、身元保証人が誠意を以て協議することとします。以上のとおり契約しましたから、本書4通を作成し、甲、乙、身元保証人がそれぞれ1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

甲 公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」
所 長 藤 井 真 澄 印

乙 入居前 住所

氏 名 印

身元保証人 住所

氏 名 印

身元保証人 住所

氏 名 印

誓 約 書

令和 年 月 日

公立みつぎ総合病院ケアハウス

「さつき」所長 様

入居者氏名

- 1 下記の各項目を厳守し、公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」には一切迷惑をかけないことを誓います。
 - ① 公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」の諸規定、入居者心得、利用料等の定める条件を厳守すること。
 - ② 公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」内の共同生活を乱したり、他人に迷惑となるようなことはしないこと。
- 2 私が、前記項目に違反して、解約されたときはすみやかに退居します。

退 居 届

令和 年 月 日

公立みつぎ総合病院ケアハウス

「さつき」所長 様

入居者氏名

次のとおり退居致しますのでお届けいたします。

記

入居者の居室番号	号 室
退居予定日	令和 年 月 日
転出先又は連絡先	
連絡先電話番号	
退居理由	

公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」利用料

① 一人月額	77,654円～159,654円(入居者の年間収入による)		
(内訳)			
生活費	49,254円	冬期(11月～3月)は、2,150円加算	
事務費	7,100円～89,100円		
管理費	21,300円		

※ 生活費・事務費等の改定により、利用料の変更があります。

※ 事務費について、夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、下記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合100円未満の端数は切捨てとする。

☆本人からの事務費徴収額(月額)区分表

対象収入による階層区分		徴収額(月)	対象収入による階層区分		徴収額(月)
1	1,500,000 円以下	10,200 円	10	2,300,001 ～ 2,400,000 円	46,300 円
2	1,500,001 ～ 1,600,000 円	13,300 円	11	2,400,001 ～ 2,500,000 円	51,500 円
3	1,600,001 ～ 1,700,000 円	16,400 円	12	2,500,001 ～ 2,600,000 円	58,700 円
4	1,700,001 ～ 1,800,000 円	19,500 円	13	2,600,001 ～ 2,700,000 円	65,900 円
5	1,800,001 ～ 1,900,000 円	22,600 円	14	2,700,001 ～ 2,800,000 円	73,200 円
6	1,900,001 ～ 2,000,000 円	25,700 円	15	2,800,001 ～ 2,900,000 円	80,300 円
7	2,000,001 ～ 2,100,000 円	30,800 円	16	2,900,001 ～ 3,000,000 円	87,500 円
8	2,100,001 ～ 2,200,000 円	36,000 円	17	3,000,001 ～ 円	89,100 円
9	2,200,001 ～ 2,300,000 円	41,200 円			

② 自室の光熱費・電話料金は、自己負担となります。

令和6年8月1日以降適用

令和6年4月1日

利用者各位

公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」
所長 藤井 真澄

社会福祉法第82条の規定により、公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」が提供する福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を定めました。

なお、苦情解決の方法は、4のとおりです。

- 1 苦情解決責任者 所長 藤井 真澄
- 2 苦情受付担当者 生活相談員 高橋 弘樹
(公立みつぎ総合病院ケアハウス「さつき」 電話 0848-76-3060)
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会介護保険推進員
(別紙) (尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話 0848-76-2235)

4 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く。）に報告いたします。

第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告をした旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 市町村等の紹介

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話 (0848) 76-2495
- 利用者在住の市町の介護保険担当課
 - ・尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係 電話 (0848) 76-2235
 - ・尾道市保健福祉部高齢者福祉課 介護保険係 電話 (0848) 38-9440
 - 高齢者福祉係 電話 (0848) 38-9137
- 広島県国民健康保険団体連合会（国保連） 電話 (082) 554-0783
- （要介護認定に関する不服審査窓口は）広島県介護保険審査会
（広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係）電話 (0848) 25-2011